

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和元年11月1日

静岡県知事 川勝平太

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務及び数量 静岡県農林技術研究所果樹研究センター旧落葉果樹科土壤汚染状況調査業務委託  
1式
- (2) 委託業務の内容等 仕様書による。
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和2年1月31日（金）まで
- (4) 調査場所 仕様書で示す場所
- (5) 入札方法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務委託に係る競争入札参加資格における「調査」の営業種目又は静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格について資格を有する者であること。
- (3) 環境省が定める土壤汚染対策法に基づく指定調査機関で、計量法に基づく計量証明事業所（濃度）であること。
- (4) 静岡県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (5) 仕様書、入札説明書等で示した業務について履行できること。
- (6) 静岡県の入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (7) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等

直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者  
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

### 3 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により入札参加資格確認書類を令和元年11月8日（金）午後4時までに入札説明書の配布場所に提出しなければならない。

### 4 仕様書及び入札説明書の配布期間及び配布場所等

#### (1) 配布期間

公告の日から令和元年11月8日（金）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

#### (2) 配布場所

〒424-0101 静岡県静岡市清水区茂畑（地番未定）  
静岡県農林技術研究所果樹研究センター総務課果樹分室  
電話番号 054-376-6150

### 5 入札手続等

#### (1) 入札執行の日時及び場所

日時 令和元年11月15日（金）午前10時

場所 〒424-0101 静岡県静岡市清水区茂畑（地番未定）

静岡県農林技術研究所果樹研究センター2階中会議室

#### (2) 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

#### (3) 入札保証金及び契約保証金

免除

#### (4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

#### (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (6) 契約書作成の要否

要

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 詳細は入札説明書による。